

12月は年末調整シーズンです！

●年末調整とは？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

① 所得税額の精算

毎月の給与から天引きしている源泉所得税は、仮の金額です。

1年間の給与が確定した時点で税額も確定しますので、徴収済の税額との差額を精算するために年末調整を行うこととなります。

② 確定申告の代わり

所得がある個人は、原則として確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与をもらった人は確定申告をしなくてもよいことになっているのです。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している、次のような人が対象となります。



- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を会社に提出した人に限ります。)
- ③ 12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は対象となりません。

●還付金額が減る原因は？

前年と比べて、還付金額が減った場合には、以下のような原因が考えられます。

① 給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

源泉徴収税額表の見間違いや、復興特別所得税を含めずに計算していた場合があります。

また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも還付金額が減る可能性があります。

② 扶養親族の減少

奥様が働き始めたり、お子さんが就職し独立した場合などに、還付金額が減ることがあります。

③ 保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は、控除できません。(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい。)

●確定申告が必要な人は？

- ① 医療費控除を受ける人(最高200万円の控除が受けられます。)
- ② マイホームを購入し、住宅ローン控除を初めて受ける人(金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。)
- ③ 給与以外の所得がある人
- ④ 2ヶ所以上から給与を貰っている人、など

●マイナンバー制度による個人番号の記載

平成28年1月からマイナンバー制度が施行されました。それにより平成28年1月以後に提出する「扶養控除等申告書」にマイナンバーの記載が必要になります。

- ① 給与の支払者の法人番号
- ② 給与所得者の個人番号
- ③ 控除対象配偶者、扶養親族の個人番号

※一度マイナンバーの提供を受けた方は、一定の条件を満たした「帳簿」を作ることで翌年以降は記載を省略することが可能です。

●平成28年分の改正点は？

日本国外に居住している親族について扶養控除等を受ける場合には、以下の書類を給与支払者へ提出又は提示することが必要になります。

① 親族関係書類

以下の2点のどちらかで、給与所得者の親族ということが分かるもの。

ア. 戸籍の附票の写しやパスポートのコピー、外国の政府又は地方公共団体が発行した書類(戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書等)

② 送金関係書類

以下の2点のうちどちらかで、親族の生活費等のための支払を行ったことが分かるもの

ア. 為替取引により、給与所得者から国外に居住する親族へ支払いをしたことが分かる金融機関発行の書類(送金票等)

イ. クレジットカードの利用明細等で、国外に居住する親族が購入した商品の代金を給与所得者が負担したことが分かる書類

(森本 裕一)